

## 平成24年第4回稲城市議会定例会での一般質問と答弁

○ 17番（大久保もりひさ君） 通告の順に従いまして一般質問をいたします。

項目番号1、市立保育園と子育て支援課における組織整備について、児童や保護者に対する利用者サービスの向上につなげることを目的として伺います。

(1)、市立保育園の組織について。①、市立保育園における責任者の役職について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市立保育園全体における総括責任者は、子育て支援課長でございます。また、各市立保育園における責任者は、施設長である園長でございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ②、正規職員の役職別の人数について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 平成24年12月1日現在における正規職員の役職別人数は、係長として、園長が4人でございます。次に、主任職として、主任保育士が5人、主任看護師が1人、主任栄養士が1人、主任調理員が4人、主任用務員が1人、合計12人でございます。そして、主事職として、保育士が35人、看護師が3人、栄養士が4人、調理員が1人、用務員が1人、合計44人でございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ③、正規職員と専務的非常勤職員と臨時職員、それぞれの資格別人数について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 正規職員と専務的非常勤職員と臨時職員それぞれの資格別人数につきましては、正規職員では、保育士の資格を有する者が44人、看護師の資格を有する者が4人、栄養士の資格を有する者が5人、調理師の資格を有する者が5人でございます。このほか、特に資格はございませんが、用務員が2人となっております。専務的非常勤職員では、保育士の資格を有する者が18人、また、資格は有していませんが、調理員が2人でございます。臨時職員では、保育の業務に従事する者のうち、保育士の資格を有する者が23人、幼稚園教諭の資格を有する者が18人、小学校教諭の資格を有する者が1人、資格を有していない者が41人でございます。また、臨時職員で調理の業務に従事する者のうち、調理師の資格を有する者が2人、資格を有していない者が3人でございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ④、市立保育園と子育て支援課における組織形態の現状について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市立保育園と子育て支援課における組織形態の現状は、市立保育園が第二保育園から第五保育園までの4園と、子育て支援課では児童係・保育係の2系の組織形態となっております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ⑤、市立保育園と子育て支援課における組織形態の課題について、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市立保育園と子育て支援課における組織形態の課題では、通常時であれば、課長や園長が不在であっても、係長や主任を中心に対応ができており、特別の課題はございません。しかしながら、災害などの場合には、早急な判断や緊急な対応が求められることがあることから、必要に応じて危機管理マニュアルなどを見直すことにより、組織形態の運用に工夫を行ってきているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） これまでの御答弁によりまして、市立保育園4園においては、各1名の係長職の園長を筆頭に、十数名の正規職員と数名の専務的非常勤職員、そして二十数名の臨時職員で構成される組織形態であることがわかりました。また、市ホームページの保育の実施状況表によりますと、各保育園で100名前後の園児を預かっておられるようであります。係長職の園長がこの巨大な組織を管理運営されているわけですが、組織の規模や保護者・児童への対応なども含めて考えますと、複数の管理職を配置するのが望ましいと考えますが、今後の対応について、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 御質問の複数の管理職の配置につきましては、組織・人員体制を含む課題であることから、今後の保育園の民営化を初めとした保育園組織・人員体制の見直しの中で、将来に向けての課題として捉え、総合的に検討してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 将来の課題という御答弁でございました。

(2)、市立保育園に勤務する正規職員と専務的非常勤職員と臨時職員について。①、それぞれの職務と責任に関する現状について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市立保育園に勤務する正規職員、専務的非常勤職員及び臨時職員は、保育士や調理員として、それぞれの職務で分担した責任を持って従事しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私の質問が漠然としていたようですので、保育士に限定して再質問いたします。市立保育園に勤務する正規職員と専務的非常勤職員と臨時職員は、給与などの待遇面で格段の差が厳然とございますが、同じ保育士の資格を有する職員が、仕事の内容、質、量、役割、責任などの面でどのように区別がなされているのか、正規職員の係長職と主任職と主事職の区別も含めて、現状を具体的に御答弁ください。

○ 福祉部長（石田光広君） 正規職員、専務的非常勤職員、臨時職員の区別につきましては、一般的には、正規職員の職責と権限は専務的非常勤職員や臨時職員とは性格を異にしており、職に求められるものが恒常的な職であるのか、公権力を行使する職であるのか、判断の軽重はどうかといったところで区別しているところがございます。専務的非常勤職員や臨時職員は、正規職員の支援業務となっているところがございます。次に、対応・行動では、正規職員は主体的となりますが、専務的非常勤職員や臨時職員は補佐的となるものがございます。また、専務的非常勤職員につきましては、その専門性の高低により、主体的にもなり、補佐的にもなり得るものがございます。

保育園では、保育士である正規職員と専務的非常勤職員における仕事の内容、質、量、役割、責任においては、安全な保育を行うことから、現状では同等でございます。臨時職員については、正規職員と専務的非常勤職員の仕事の内容、質、量、役割では、補佐的な分担となっております。

なお、責任は正規職員が負うこととしておりますが、臨時職員であっても、安全な保育を行うものとしているところがございます。

また、正規職員の園長は、各園の運営全体を統括し、主任職は、園長を補佐し、フリー担当として、主事職に欠員がある場合などにはその勤務をフォローするものがございます。主事職におきましては、クラス担任やフリー担当職員として勤務しているところがございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 現状はよくわかりました。

②、それぞれの職務と責任に関する課題について、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市立保育園に勤務する正規職員、専務的非常勤職員及び臨時職員は、いずれも児童福祉施設職員として、それぞれの専門性を追求しながら従事しておりますので、その職務と責任においても、バランスのとれた専門性を共有することが課題となっております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 御答弁の内容が抽象的でよくわかりませんでしたので、保育士に限定して再質問させていただきます。市立保育園に勤務する正規職員と専務的非常勤職員と臨時職員の中で、同じ保育士の資格を有する職員における課題について、わかりやすく説明してください。

○ 福祉部長（石田光広君） 同じ保育士の資格を有する職員でも、保育の専門性や能力については、経験年数や自己研さんの質的内容により、ある程度の差が見られる場合がございます。円滑な保育園運営を進めるためには、この職員の能力をどのようにバランスよく調整するかが課題となっているところがございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） それでは、今後の対策について、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市では、保育の専門性の質的向上を図る上から、職員には研修等を受講する機会を均等に設けております。市では、保育の質をバランスよく高めるため、こうした研修等の成果を職員間で情報共有することを徹底し、質的な向上を充実させてまいりたいと考えているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ③、ストレスなどによる正規職員と専務的非常勤職員それぞれの過去5年間の休職状況について伺います。

○ 総務部長（渡邊知明君） 保育園に勤務する職員で、ストレスに起因する休職等の取得状況につきましては、過去5年間では、正規職員1人、専務的非常勤職員1人となっております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ストレスによる休職者が出ないように、カウンセリングやソーシャルサポートなどを活用されていると思いますが、利用状況とその効果について伺います。

○ 総務部長（渡邊知明君） 現在、職場でのストレスや疲労による心の健康問題に対する対策といたしまして、1つ目としましては、セルフケア、みずからストレスの気づきと対処、2つ目としましては、ラインによるケア、管理職が行う職場改善、3つ目としましては、産業医によるケア、面談とか保健指導でございます。それから、4つ目としましては、外部専門家によるケア、心理カウンセラーの委託があります。今の4つ目の外部専門家によるケア、心理カウンセラーの委託の利用実績としましては、平成22年度が6件、平成23年度が12件、平成24年度10月までの実績が9件でございます。

ケアの方法としましては、対面、電話等のカウンセリングで、庁外であるため、利用者にとっても敷居が低くなり、結果的に疾患に至る前での早期対応ができるといった効果がございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ④、市立保育園でのアクシデントやインシデントへの対応の現状について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市立保育園におけるアクシデントにつきましては、事故対応マニュアルにより迅速に対応しております。事故発生時は、園児の安全を第一に考え、職員による応急対応や救急救命を実施し、同時に保護者へ連絡し、迅速に医療機関への搬送などを行っております。また、インシデントにつきましては、ヒヤリ・ハット報告書を作成し、職員間で情報共有に努めているところでございます。平成23年度におきましては、アクシデントの実績が34件、インシデントとしては、ヒヤリ・ハット報告書の作成実績は68件となっております。

○ 17番(大久保もりひさ君) アクシデントが起きたときの対応について伺います。保護者への連絡や、病院にどなたが連れていくのかなどの判断は、どなたが行われるのでしょうか。また、病院に引率する職員や交通手段など、具体的に御答弁ください。

○ 福祉部長(石田光広君) 保護者への連絡は、アクシデント発見時に、看護師や担任が迅速に行っているところでございます。また、病院へ連れていくかどうかの判断は、保護者の了解を得た上で、園長・主任保育士・看護師の3者で行っているところでございます。

また、病院への引率は、看護師や主任保育士が行うこととしております。交通手段につきましては、状況に応じて、重篤かつ緊急を要する場合には救急車を要請することもございますが、通常の場合はタクシーを使用することとしております。

○ 17番(大久保もりひさ君) ⑤、市立保育園でのアクシデントやインシデントへの対応の課題について、市の見解を伺います。

○ 福祉部長(石田光広君) 市立保育園におけるアクシデントやインシデントにつきましては、それぞれの職員が危機管理意識を共有しながら職務に当たることが必要であり、職員への意識啓発をいかに高めるかが課題となっております。

○ 17番(大久保もりひさ君) インシデント報告について伺います。1件の重症以上の重大事故があれば、その背後に29件の軽度の事故があり、300件のインシデントが潜んでいる。この経験則をハインリッヒの法則と言うそうでございます。この法則によれば、予防可能な不安全行動や不安全状態をなくすことで、重大事故のリスクを減少させることができますとしています。市立保育園における平成23年度のアクシデントの実績が34件で、インシデント実績は68件ということでしたが、ハインリッヒの法則に当てはめて考えますと、アクシデントの件数に対してインシデント報告の件数が極端に少ないように思います。でき得る限りのインシデントを見つけてヒヤリ・ハット報告書を作成して、職員間で情報共有することができれば、アクシデントを減らすことが可能になると考えます。また、ヒヤリ・ハット報告をふやすためには、御答弁のとおり、職員の皆様の意識を高める必要があると考えます。その対策として、データを分析してヒヤリ・ハット報告がふえれば、アクシデントを減らせることができる可能性があることを職員の皆様に示す必要があると思います。また、危険予知訓練の研修を受けることも有効であると考えます。職員の危機管理意識を高めるための対策について、市の見解を伺います。

○ 福祉部長(石田光広君) 市立保育園各園では、日ごろからヒヤリ・ハット報告書を作成し、職員会議において職員間で情報共有をしているほか、定期的に園長会議、主任保育士会議、看護師会議、栄養士会議などを開催して、保育園全体での情報共有化にも努めているところでございます。今後も、御提案の危機予知のための研修なども含め、職員への意識啓発を高めるための方策を講じてまいりたいと考えているとこ

ろでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ⑥、保護者への対応の現状について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 保護者への対応につきましては、園長を初め、正規職員が中心となり行うようにしております。園では、子供たちの保育中の様子などについても、丁寧に保護者へ伝えるように配慮しているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ⑦、保護者への対応の課題について、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 保護者への対応の課題につきましては、保護者からの園の運営内容や子供たちの保育中の出来事についての質問などに適切にお答えできるようにすることが必要であり、このため、情報の共有化や保育場面の共通認識についての研修などの実施が課題となっております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私は、忙しい保護者との信頼関係を築くことが、何よりも重要であると考えます。例えば、保護者とのパートナーシップの確立や、緊急時に保護者と連絡がとれるようにするための方法として、保育園から保護者の携帯電話やスマートホンなどへのメールによる定期的な情報配信が考えられます。保護者は、勤務先でも保育園からのメールに気をつけるようになるのではないのでしょうか。職場で電話に出ることはできなくても、メールを見ることはできる職場環境もあるようでございます。災害時の連絡先としても、携帯メールは有効であると考えます。今後の対応について、御所見を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 保護者との信頼関係の構築につきましては、日ごろから丁寧な対応に努めているところでございます。特に災害時や緊急時の連絡のために、現在ツイッターにより情報発信をしているところでございます。今後も、御提案の趣旨を踏まえ、保護者の御協力も得ながら、こうした新しい情報発信に努めてまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） ⑧、食物アレルギーや障がいなどの配慮が必要な児童への対応の現状について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市立保育園では、厚生労働省から示された食物アレルギーのガイドラインなどに沿って、アレルギー反応が出る食材の除去や、代替食の提供を行っております。また、障害などの配慮が必要な児童へは、保護者と意見交換などを行いながら、安全確保のための職員の配置を行うなど、必要な対応を行っているところでございます。平成23年度におきましては、アレルギー対応が20人、障害などの配慮が必要な児童への対応が6人となっております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ⑨、食物アレルギーや障がいなどの配慮が必要な児童への対応の課題について、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 食物アレルギーへの対策につきましては、対象となる食物の除去を行うため、家庭での協力が不可欠でございます。保育園での対応と家庭での対応に差があった場合には、事故を誘発する危険が生じるといった課題がございます。また、障害などの配慮が必要な児童についての対応では、保護者の受容が困難であることが課題となっております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 来年度開設予定の（仮称）稲城市発達支援センターと連携して、保育園に赴くアウトリーチ健診の実施や、専門職から説明してもらうことにより障害への保護者の理解を深めることなど、配慮を要する子供たちへの支援を拡充するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 来年度開設予定の（仮称）稲城市発達支援センターでは、幼稚園や私立保育園への出張相談において、保育士などの職員の了承により、保護者・子供の相談を想定しているところでございます。市立保育園につきましては、引き続き、子ども家庭支援センターや保健センターの専門職による巡回相談等を実施する予定としております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (3)、健全な組織運営と保護者・児童へのさらなるサービス向上の視点から、専務的非常勤職員の保育士が正規職員になる道を設けるなどの待遇改善が必要であると考えます。市の見解を伺います。

○ 総務部長（渡邊知明君） 市立保育園における専務的非常勤職員の採用に当たりましては、人事課長、子育て支援課長並びに園長が面接を行い、その適性を見極めながら採用しており、また、採用後も必要な研修の機会を与えるなど、技術や能力の向上、さらに意欲の促進に努めております。そのため、正規職員と同等の能力と資質を備え、差がないものと判断しておりますので、健全な園運営と保育サービスの提供が図られているものと考えております。また、専務的非常勤職員の正規職員への採用ですが、広く募集を行った中で、稲城市に愛着を持った受験者を、地方公務員法に基づく競争試験により採用していきたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (4)、市立保育園に勤務する保育士が種々のスキルを身につけるための研修や、臨床心理士などの専門家による巡回訪問などの取り組みが不可欠であると考えます。市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市立保育園に勤務する保育士などの職員が、種々のスキルを身につけ、保育の質の向上に資することは、大変重要であると認識しております。日ごろから、公的機関などで開催されている研修会などに参加しているほか、そ

の研修の成果を職員間で共有するなど、よりよい保育につながるように、工夫を凝らして努力しているところがございます。また、子ども家庭支援センターの臨床心理士の巡回訪問も定期的の実施しており、保育士への必要に応じたアドバイス等も行っております。

市では引き続き、職員の資質の向上の充実について積極的に取り組んでまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君）（5）、本年3月31日現在の稲城市課別職員数は、子育て支援課が79名であり、他の課と比較して突出しています。1人の課長が管理する組織としては大き過ぎるのではないかと考えます。市の認識を伺います。

○ 企画部長（福島英朗君） 現在、子育て支援課では、各種手当に関する事務や、学童クラブ・保育園の入所事務のほか、市立保育園・子ども家庭支援センターの管理運営等、多くの業務を行っているため、多くの職員を配置しております。そのため、ほかの課に比べ、1人の管理職が管理する組織としては大きいと認識しております。

○ 17番（大久保もりひさ君）（6）、子育て支援課を部に昇格させた上で、複数の管理職を配置して、各保育園などをサポートするべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 企画部長（福島英朗君） 組織改正は、各所管課の業務内容や課題を洗い出した上で、市民サービスの向上、第四次長期総合計画の効率的な推進、行政運営の効率化等が図られるように、全体的に見直した上で行う必要があります。そのため、子育て部門の充実につきましては、今後の組織改正に向け、検討してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） しっかりと検討していただきたいと思いますが、経験が豊富で大変低い給与で働いていただける職員OBを積極的に雇用して、保育園のサポーターとして保育園を巡回訪問することも検討するべきであると考えます。再度御所見を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 各保育園へのサポートにつきましては、平成23年度より子育て支援課内に子育て支援コーディネーターを配置し、保育園への巡回訪問を初めとしたサポート体制を整備したところがございます。この子育て支援コーディネーターには、相当程度の園長経験や保育士経験を有した正規職員を配置しております。市では、子育て支援コーディネーターにより、引き続きサポート体制の充実を努めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 御答弁の趣旨はよくわかりました。もともと職員OBの方というお話をさせていただいたのが、特に管理職経験のある男性の方に巡回訪問していただければ、保護者への対応とか、男性職員がきちんと対応することで受け取る側の気持ちが大分違ってくるところもございますので、そういう御提案を



させていただきました。まずは今の体制を続けられということですが、今後の検討の一つとして考えていただければと思います。

項目番号2、障がい者（児）の命を守るための防災対策について。本日から9日までが障害者週間であります。障害のある方や御家族の側に立って、防災対策について伺うものであります。

(1)、障がい者（児）の状況把握について。①、本市や社会福祉施設・団体、地域住民などによる障がい者（児）の所在把握方法について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市における障害者（児）の災害時の状況把握につきましては、自力避難の難しい方を対象として、災害時要援護者市民相互支援ネットワークを活用した把握方法を推進しております。これは、みずから御登録いただき、その情報を市や民生・児童委員、地域の自主防災組織など、地域住民と共有するものでございます。福祉施設や団体においては、それぞれの利用者について日常的に把握がされていることから、災害時には市と連携して、情報の共有化を図るものとしております。市では、災害時には、こうした方法により障害者の所在を把握しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 本市内に居住されている障害者（児）が何名で、そのうち災害時に所在が把握できる割合の予測について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 身体と知的、知的と精神といった障害の重複者もいるということから、単純な合計はできませんが、平成24年4月現在でそれぞれの身体障害者手帳取得者が1,905人、愛の手帳を取得している知的障害者が385人、精神障害者保健福祉手帳の所持者が398人でございます。そのうち、自立支援法のサービスを受給している方や、災害時要援護者市民相互支援ネットワークにみずから御登録いただいている方などについては、災害時に所在が把握できるものと考えております。一方で、ひとり暮らしで自立支援法のサービス等を受給していない方につきましては、災害時の所在の把握が困難であることから、この人数、およそ470人を除いた約80%は把握できるものと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 災害時には470名の方は把握できないかもしれないということがわかりました。

②、障がい者手帳を取得していない障がい者（児）の所在把握方法について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 障害者手帳を取得していない障害者（児）につきましても、災害時要援護者市民相互支援ネットワークに御登録いただくことで所在把握ができるものでございます。市では、災害時要援護者市民相互支援ネットワークにより所在把握を行うこととしております。

○ 17番（大久保もりひさ君） それでは、本市内に居住されている障害者手帳を取得されていない障害者（児）が何名で、そのうち災害時に所在が把握できる割合の予測について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 障害者手帳を取得していない障害者（児）が災害時要援護者市民相互支援ネットワークに御登録いただいていない場合、所在の把握は困難でございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 今の御答弁から、災害時要援護者市民相互支援ネットワークへの登録者をふやすための広報や啓発が重要であることがよくわかりました。しっかり取り組んでいただきたいと思います。

③、障がい者（児）の個人情報保護への配慮について、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 災害時要援護者市民相互支援ネットワークの事業に御登録いただいた障害者（児）の個人情報の保護への配慮といたしましては、災害時要援護者登録情報の共有化の際に、その情報の管理責任者に対して、個人情報保護に関する法令等を守り、個人情報の保管を行うこと、災害時要援護者支援計画に基づき適切に使用すること、記載されている情報を第三者に公開・提供等をしないこと、本名簿の保管は厳重に行うことなどについて、誓約をいただいた上で運用を行っております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (2)、障がい者（児）を対象にした緊急通報システムの構築状況について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 障害者（児）を対象とした緊急通報システムにつきましては、現在、ひとり暮らし及びそれに準ずる世帯に属する重度の身体障害者を対象として実施しているところでございます。具体的には、緊急通報システム端末機器とペンダント式発信器を貸与するものであり、現在5人の方が利用されております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (3)、障がい者（児）の避難計画の策定状況について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市では、災害発生時に高齢者や障害者、乳幼児や妊婦など、何らかの支援の必要な人たちに対する行政連絡機関や地域団体等の支援体制や被災住民の事前の心構えを培うことを目的として、平成22年3月に災害時要援護者支援計画を策定しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (4)、障がい者（子）の個別の避難計画を立てるべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 障害者（児）の個別の避難計画についてでございますが、災害時要援護者市民相互支援ネットワークへの登録のあった方につきましては、市の災害時要援護者管理システムを通じて、登録者の自宅とその周辺の地図情報が作成されております。災害発生直後においては、この地図情報等をもとに、民生・児童委員、地域の自主防災組織などが個別に安否確認や救出などを行うことを想定しております。こうしたことから、御質問の趣旨の個別の避難計画は既に構築されているものと判断しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 仕組みが構築されていることは理解いたしましたが、個別の避難計画を既に作成された方は何名いらっしゃるか、伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 災害時要援護者市民相互支援ネットワークへの御登録のあった方は、個別の避難計画を既に作成された方となりますが、平成24年10月時点では21名でございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 平成24年10月時点で21名ということでございました。今の御答弁を伺いますと、災害時要援護者市民相互支援ネットワークへの登録者をふやして、個別の避難計画を作成する必要があるということがよくわかりました。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

(5)、障がい者（児）自身の防災に関する準備について、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 障害者（児）自身の防災に関する準備につきましては、市では、災害時要援護者防災行動マニュアルにおいて、非常持ち出し用品と備蓄品の用意を明示しております。引き続き、これらの内容について丁寧にPRしてまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 鹿児島県始良市では、全市民を対象に、病歴などを記入し、折り畳み式で財布などに携帯できる安心携帯カードを希望者に配布しているということでございます。災害時要援護者防災行動マニュアルの内容をPRするだけにとどめるのではなく、例えば本市の障害者（児）に同様の携帯カードを配布して、その中に病歴とともに、災害時や避難する際、また避難所などでの注意点や配慮してほしい内容などの大切な情報を記載して、常に携帯していただくことを検討してはどうでしょうか。御所見を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 災害時要援護者防災行動マニュアルの中に、御提案の安心携帯カードに類する防災メモが用意されております。防災メモには、治療中の疾患、服薬の種類、介護等対応上の配慮点などを記載できるようになっており、コンパクトサイズにして、どこでも携帯できる旨の記載がございます。市では、窓口での防災メモの配布等について、今後行ってまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしくお願ひいたします。

(6)、避難所における事前対策について。①、避難所における障がい者（児）の把握方法について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 避難所における障害者（児）の把握方法につきましては、災害時要援護者支援計画に基づき、避難者名簿と災害時要援護者登録名簿等との照合を行うものとしております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 大変慌ただしい避難所において、どなたが責任を持って名簿を照合して障害者（児）を把握してくださるのでしょうか、伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 災害時において避難所が開設された場合には、要援護者の安否確認などを行う「要援護」担当職員が配置されることとなっております。この者が責任を持って名簿照合を行うものでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 「要援護」担当職員が配置されるまでの間は、地域住民で対応することになると考えられますので、地域の課題であるということをご認識いたしました。

②、障がい者（児）に配慮した生活環境を提供するための避難所の整備状況について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 災害時における一次避難所では、障害者（児）の個別の特性に配慮した生活環境の提供は困難であると考えております。このため、必要に応じて、一次避難所での生活が困難な障害者につきましては、福祉施設などに設置する福祉避難所——二次避難所へ移送を想定しているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私は、福祉避難所に移送されるまでの期間の対応と、移送できない状況を想定した一次避難所の整備について伺ったつもりでございます。東日本大震災時には、障害のある方々が、避難所での共同生活がうまくできずに半壊状態の自宅に戻った家族や、避難所でパニックになって苦労したなどの調査報告がございましたので、災害時に小中学校のように教室が使用できる避難所においては、障害者（児）が避難する部屋を事前に決めておくべきであると考えますし、部屋を確保できない避難所においては、事前にエリアを特定しておいて、フェンスやつい立てなどにより視界を遮ることができるように準備し、避難したときに誰もがわかるように、障害者用のエリアの壁に張り紙をすることなど、またさきの質疑で地域における課題であることが判明しました「要援護」担当職員が配置されるまでの間の地域住民の対応なども含めて、障害のある方への配慮や細かな対応につきましては、マニュアルに記載しておく必要があると考えます。御所見を伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 障害のある方々に対応した避難所の整備につきまして答えさせていただきます。私どもでは現在、避難所運営マニュアル、それから医療救護マニュアルを策定しております。被災され避難所で生活される市民の方々の中には、障害を持った方や高齢者、幼児等の方も想定されますことから、事前に学校の教室を指定いたしまして、障害を持った方々などの心身双方の健康状態などにも配慮した運営を検討しているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしくお願いたします。

③、障がい者（児）にとって必要な物資の備蓄状況について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 一次避難所においては、障害の特性に応じた個別の物資の備蓄は行っておりません。それぞれの障害者（児）にとって必要な物資につきましては、災害時用援護者防災行動マニュアルを参考に、御自身で御用意いただくことを基本としております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 障害のある方の中には食べ物にこだわりがある方がおられますので、来年度開設予定の（仮称）稲城市発達支援センターと連携して、必要な物資の備蓄について検討するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 障害者の個別の食料備蓄につきましては、アレルギーなどへの対応など、一部を除いてはなかなか困難なものであると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 避難所では対応が困難であると考えておられることがよくわかりました。

(7)、福祉避難所における事前対策について。①、現在の福祉避難所の指定状況について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 現在の福祉避難所の指定状況につきましては、災害時の二次避難所として、いなぎ苑、ひらお苑、いなぎ正吉苑、ハーモニー松葉、ヒルトップロマン、パサージュいなぎでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 災害時の二次避難所の運営に関する協定を締結されている福祉避難所において、災害時に障害者（児）が避難してこられたときに想定される状況について、福祉避難所となる施設の管理者にヒアリングを行い把握されているのでしょうか。自家発電施設や必要な物資の備蓄などの対策や課題は明確になっているのでしょうか、伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 災害時に福祉避難所——二次避難所において想定される状況などにつきましては、福祉避難所——二次避難所の管理者と協議を行い、収容可能人数、必要となる物資の備蓄などの対策や課題について共有化したところでご

ざいます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ②、災害時に福祉避難所に避難する予定の障がい者（児）の把握状況について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 災害時に福祉避難所——二次避難所に避難する予定の障害者（児）の把握についてでございますが、一次避難所において、介護のサービスを必要とするなど、一次避難所での生活が困難と思われる方がいる場合に行うことを想定しております。このため、事前に把握するのではなく、それぞれの一次避難所ごとに現場において判断するものでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私は、福祉避難所ごとに避難予定者をあらかじめ決めておいたほうが、避難する方々は真っすぐに福祉避難所に向かえばよいので、避難する側と福祉避難所の両方にとってよいと考え、質問いたしました。御答弁では、一次避難所に避難されてきたときに現場で判断する計画であるということですが、どなたが責任を持って判断されるのでしょうか。混乱している現場において本当に対応できるのでしょうか、伺います。

また、御答弁どおりに災害時の現場で判断したところ、一次避難所での生活が困難と思われる方が本市の福祉避難所のキャパシティを超えてしまったときは、どう対処するのでしょうか、伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 災害時において避難所が開設された場合には、要援護者の安否確認などを行う「要援護」担当職員が配置されることとなっております。この者が名簿照合を行い、福祉避難所——二次避難所への移送の必要性を確認し、連絡協議担当職員へ報告いたします。その連絡協議担当職員が、福祉避難所——二次避難所の受け入れ状況を確認の上、対象となる要援護者の移送手段の検討に入り、受け入れを要請するものでございます。市内の福祉避難所のキャパシティを超えるような場合には、災害時の相互応援に関する協定に基づき、他市の福祉施設等に受け入れの要請を行うことが想定されるところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ③、災害時に障がい者（児）に配慮した生活環境を提供するために、福祉避難所を整備するための経済的支援を行うべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 災害時に障害者（児）に配慮した生活環境を提供するために、福祉避難所——二次避難所を整備するための経済的支援につきましては、その方法も含め、今後検討してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） ④、災害時に障がい者（児）にとって必要な物資を福祉避難所へ備蓄するための経済的支援を行うべきであると考えます。市の見解を伺

います。

○ 福祉部長（石田光広君） 災害時に障害者（児）にとって必要な物資を福祉避難所へ備蓄するための経済的支援を行うことにつきましては、その方法も含め、今後検討してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 御検討のほどよろしく願いいたします。

(8)、障がい者（児）に対する災害時の救援体制について。①、自主防災組織との支援協力体制の整備状況について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 自主防災組織との支援協力体制の整備状況につきましては、災害時要援護者市民相互支援ネットワークを通じてその情報を共有し、見守りの体制を整えているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ②、民生・児童委員との支援協力体制の整備状況について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 民生・児童委員との支援協力体制の整備状況につきましては、災害時要援護者市民相互支援ネットワークを通じてその情報を共有し、見守りの体制を整えているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ③、社会福祉施設と自主防災組織や地域住民との災害時の相互応援協定を締結するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 社会福祉施設の高齢者の施設では、相互応援協定としまして、火災または地震などが発生した場合、相互に協力して救出・救護活動などを行い、被害の軽減を目的に、坂浜・平尾自主防災組織と正吉苑、平尾自主防災組織とひらお苑、百村自主防災組織といなぎ苑との間で、防災相互応援協定を締結しております。今後も、障害者施設などを含め、地域における災害時の応援協定などによる連携体制がとれるよう、その推進に努めてまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 3つの社会福祉施設で、自主防災組織と防災相互応援協定が結ばれていることがわかりました。今後も推進されるとの御答弁でございしますが、福祉避難所に指定されている残りの3施設につきましても、早急にそれぞれの地域の自主防災組織と防災相互応援協定を締結できるように支援するべきであると考えます。今後の市の取り組みについて、具体的に御答弁を願います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 今お話にございましたように、まだ締結されていない福祉避難所とその地域の自主防災組織との防災相互応援協定については、締結ができるように進めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） なかなか神経を使う仕事だと思いますが、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

④、災害発生後の医療体制については、稲城市医師会や市立病院などの医療機関との協力体制をつくっておくべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 災害発生後の医療体制につきましては、稲城市医師会とは災害時の医療救護活動についての協定書により、また市立病院につきましては東京都指定の災害拠点病院として、協力体制が構築されているところでございます。障害者への医療についても、一般と同様に、これらに基づき提供されるものと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 東日本大震災時に病院に避難した人には救援物資が届かなかったとの調査報告がございますので、協力体制を組む医療機関を避難所と同じ位置づけにするべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 消防本部消防長（根岸成男君） 協力体制の医療機関を避難所と同じ位置づけにし、救援物資が届くようにということでございますけれども、まず、稲城市立病院は、震災時などにおける災害拠点病院であるということ、多くの傷病者を受け入れる役割がございますことから、避難所に位置づけることは難しいと考えております。また、稲城医師会につきましても、災害時の協定により、医療救護班を編成しまして、避難所の救護所において医療救護活動を行うこととしております。避難所につきましては、地域防災計画において指定した中から設置することとしておりますが、被災された方々は身近な医療機関に一時的に避難する場合も考えられますので、市内の医療機関との間では、御質問の救援物資が届かないというようなことがないように、相互に情報収集・伝達ができる連絡体制をとっておく必要があると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 連絡体制等のことはわかったのですが、また避難所に位置づけることも困難であるということもよくわかったのですが、災害があったときに、けがとか病気になって、病院にとどまらざるを得なくなった方々に対して、食料等の救援物資が提供されるようなルールとか方法、手段等をきちんと決めておかないと、現場でそのときになったら必ず漏れる。実際に東日本大震災のときには漏れてしまって、救援物資が来なくて、自分たち家族で食料等を調達したということで苦労されたという報告が上がってきておりますので、そういうことがないように、そのルールや方法を具体的に決めておかれたほうがいいと思うのです。具体的に、例えばどのようにしてそういう救援物資を誰が運んでいくのかとか、そういう連絡もどこで受けるのかとか、医療体制だけではなくて、救援物資についての医療機関におけるルールというものを決めておくべきであると考えますが、再度御所見を伺います。



○ 消防本部消防長（根岸成男君） 稲城市立病院では、入院されている方々の食料につきましては、災害備蓄がされております。先ほども申し上げましたとおり、災害時には災害拠点病院として指定されますことから、多くの傷病者の方が来院することが予想されます。開設した避難所と同様に、特に食料などの救援物資につきましては、配分できるように、それはルールとしてしっかりと決めておく必要があると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしくお願ひいたします。

⑤、医療的ケアが必要な障がい者（児）の緊急受け入れ先については、あらかじめ医療機関を指定しておくべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 医療的ケアが必要な障害者（児）の緊急受け入れ先につきましては、あらかじめ、かかりつけ医と相談の上、医療機関を指定しておくことが望ましいと考えられるところでございますが、災害時には必ずしも全ての医療機関が開設されるものでないことから、あらかじめの指定は困難であると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ⑥、市立病院においては、障がい者（児）の災害時の緊急受け入れ先として、医療体制を整備するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 災害時の障害者（児）の緊急受け入れにつきましては、医療的ケアを必要とする場合は受け入れを行い、万全を期する医療救護活動を行ってまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 受け入れをしていただけるとの御答弁で、大変ありがたいのですが、常勤の精神科医の配置が不可欠であると考えます。御所見を伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 現在、精神科におきましては、医療連携のもと、近隣の病院から医師に来ていただいて、当院の入院患者のみの診療を行っているところでございます。入院適応の患者さんにつきましては、同じく医療連携のもとに、近隣の専門の病院を御紹介するといったことをさせていただいております。現在のところ、平常時、災害時を問わず、常勤の精神科医師の配置につきましては考えておりません。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私としては、大きな課題であるということで考えております。またタイミングを見て質問させていただきたいと思ひます。

⑦、災害の規模によっては、地域全体が被災し、本市のみでは障がい者（児）に対する円滑な支援を行うことができないことが想定されます。そうした大規模災害に備

え、周辺市町村等と災害時の相互応援協定を締結するなど、広域支援体制を整備しておくことが必要であると考えます。市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市において災害が発生し、市独自では十分に被災者の救援などの応急措置ができない場合においての多摩地区各市の相互応援協定につきましては、震災時等の相互応援に関する協定が平成8年に締結されております。御質問の障害者（児）に対する支援につきましても、この協定により対応するものと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 災害時には、御答弁の協定によって、多摩地区の病院や施設などが本市の障害者（児）に対する支援を行ってくださるということですが、災害時の実効性は高いのでしょうか、市の認識を伺います。また、相互応援協定に賛同されている多摩地区内の市町村別の病院や施設のリストを作成して、必要とされる方にお配りすることなど、事前に情報を提供すべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 震災時などの相互応援に関する協定では、応援の内容として、食料、飲料水及び生活必需物資等の提供、被災者の救出、医療等の提供、被災者を一時収容するための施設の提供などがうたわれており、協定に基づき要請するものでございます。実効性につきましては、26市3町1村での被災の程度などにより判断されるものと考えております。

また、相互応援協定に賛同されている多摩地区内の市町村別の病院や施設リストを作成し、必要とされる方にお配りするなど、事前に情報を提供することにつきましては、障害者は主治医を持っていることが一般的であることから、その主治医から個別に紹介を受けることのほうがよいのではないかと考えております。

なお、多摩地域の主要な病院リスト等は既に市に備えてありますので、必要に応じて窓口での情報提供などを行ってまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 対応はよくわかりました。まだまだこれから取り組むべき課題が山積していることがはっきりいたしました。本日御指摘、御提案させていただいたことを含めまして、障害者（児）の命を守るために全力で取り組んでいきたいと思っております。

項目番号3、稲城長沼駅高架下への高齢者と障がい者のための拠点設置について伺います。

(1)、稲城長沼駅高架下利用に関する地域住民や駅利用者のニーズの把握状況について伺います。

○ 都市建設部参事（磯貝 博君） JR南武線の高架下利用に関する地域住民や駅利用者のニーズの把握につきましては、平成15年度の建設環境委員会による所管事務調査報告を初め、平成17年度には駅利用者や駅周辺にお住まいの方々を対象にアンケ

ート調査を実施し、具体的なニーズの把握に努めてまいっております。また、稲城長沼駅周辺地区まちづくり市民ワークショップや地元自治会から御意見・御要望をお伺いするとともに、庁内関係課に対し、新たなニーズの確認を行ってきたところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） (2)、稲城長沼駅高架下利用に関する今後の検討手順について伺います。

○ 都市建設部参事（磯貝 博君） 稲城長沼駅高架下利用に関する今後の検討手順につきましては、さきにお答えしましたさまざまな調査結果をもとに、庁内のJR南武線高架下利用検討会により高架下利用計画をまとめ、東京都及びJR東日本と協議を進めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 矢野口駅が高架になり、その利用状況をごらんになられて、稲城長沼駅利用の皆様や周辺住民の皆様の高架下利用に関する考え方が変化してきているのではないかと思います。前回のアンケート調査から7年が経過していますので、再度アンケート調査を実施するべきではないでしょうか、御所見を伺います。

○ 都市建設部参事（磯貝 博君） さきにお答えしましたとおり、前回のアンケート調査以降、稲城長沼駅周辺地区まちづくり市民ワークショップを初め、地元自治会などから御意見・御要望をお伺いする機会を設けてまいりましたが、さらに多くの市民の皆様の新たなニーズを把握するため、御提案のアンケート調査の実施を含め、検討してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしく願いいたします。

(3)、稲城長沼駅高架下における公共的利用を含めたまちのにぎわいの創出や、生活利便性の向上のあり方について、市の見解を伺います。

○ 都市建設部参事（磯貝 博君） 稲城長沼駅の高架下利用につきましては、建設環境委員会による所管事務調査報告を初め、市民の方々からも、駐輪場や地域の方々が集える公共スペースの確保のほか、駅周辺のにぎわいの創出に向けた商業施設の誘致などが求められていることを市として認識しております。稲城長沼駅高架下利用につきましては、まちのにぎわいの創出や生活利便性の向上を図り、稲城の新しい活力の拠点にしなければならないと考えておりますことから、今後も、市民や商業者、関係者など、さまざまな方々の御意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (4)、稲城長沼駅高架下への市役所の出張所設置について、市の見解を伺います。

○ 総務部長（渡邊知明君） 市役所出張所につきましては、市民の利便性、交通事情、他の官公署との関係等を考慮して設置されるものでございますが、本庁舎が稲城長沼駅及び稲城駅から徒歩圏内に立地していることから、市民の皆様にご不便をおかけしている状況ではないものと思われまます。このため、稲城長沼駅高架下への市役所出張所の設置につきましては、予定していないところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私は稲城長沼駅利用者から市役所の出張所設置の御要望を承っておりますが、市には届いていないのでしょうか、伺います。

○ 総務部長（渡邊知明君） 直接の要望はお聞きしておりませんが、稲城長沼駅周辺地区まちづくり市民ワークショップなどの御意見の中に、そのような意見もあったと聞いております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (5)、稲城長沼駅周辺における高齢者のための拠点について。①、現状について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市では、介護保険事業計画に基づき、計画的に日常生活圏域ごとに地域交流・介護予防拠点を開設してきております。東長沼・大丸・百村の第3地区におきましては、既に介護予防拠点である大丸憩いの家を開設していることから、現時点において、稲城長沼駅周辺に高齢者のための介護予防拠点整備の予定はございません。また、デイサービス等の介護関連事業所等の設置も、現在のところはない状況でございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ②、課題について、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市では、第二次保健福祉総合計画及び第5期介護保険事業計画に沿って、日常生活圏域ごと、計画的に高齢者のための拠点が整備されることが望ましいものと考えております。こうした計画的整備に適合して進めることが当面の課題であると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ③、今後の取り組みについて、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 今後の取り組みについてでございますが、第二次保健福祉総合計画及び第5期介護保険事業計画に沿って、地域ニーズを踏まえた整備となるよう、引き続き努力してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私は稲城長沼駅の近隣住民からふれあいセンターや高齢者の拠点設置の御要望を承っておりますが、市には届いていないのでしょうか、伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 稲城長沼駅の近隣住民からのふれあいセンターの設置要望は、市や社会福祉協議会での窓口では伺っておりません。また、本年9月に南武線矢野口駅や稲城長沼駅周辺に、高齢者がバスを待つ間など、腰をおろして休めるお休みどころのようなお店が欲しいとの市政への提案はがきを1件いただいているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） (6)、稲城長沼駅周辺における障がい者（児）のための拠点について。①、現状について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 稲城長沼駅周辺における障害者（児）のための拠点は、ございません。

○ 17番（大久保もりひさ君） ②、課題について、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市では、第四次長期総合計画で、障害者が地域で安心して自立した生活を送るためには、安定したサービス基盤の確保が必要であるとしており、障害者の地域生活のためのグループホーム・ケアホームの定員数に目標値を定めております。このため、市内において今後、計画的なグループホーム・ケアホームの整備が課題となっているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ③、今後の取り組みについて、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 今後の取り組みにつきましては、さきにお答えしたとおり、計画的なグループホーム・ケアホームの整備について、進めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私は稲城長沼駅の近隣住民から障害者（児）のための拠点設置の御要望を承っておりますが、市には届いていないのでしょうか、伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市の障害者福祉の窓口では、稲城長沼駅近隣住民からの障害者（児）のための拠点設置要望については、伺っておりません。

○ 17番（大久保もりひさ君） (7)、稲城長沼駅高架下において、高齢者や障がい者などの交通弱者が、買い物のついでに気軽に立ち寄り休憩することや交流することなどができる拠点を設置するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 高齢者や障害者などが、気軽に立ち寄り休憩することや交流することなどができる拠点の設置につきましては、そのニーズなどを的確にはかるとともに、稲城長沼駅高架下での立地上の必要性、市財政負担、施策の優先順位

など、さまざまな観点から今後研究してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 研究ということですので、すぐに検討するつもりはないのだと理解いたしました。

私は、ことしの5月21日に、岐阜市の無電柱化による都市景観向上事業を視察した後に、新幹線の発車時間まで1時間ほどございましたので、急遽、岐阜駅高架下のハートフルスクエアGを視察させていただきました。ハートフルスクエアGは、岐阜市生涯学習センター、岐阜市女性センター、岐阜市立図書館、岐阜市消費生活センター、体育ルームなどが配置された公共施設であります。その中に、誰でも気軽に立ち寄ることができるオープン構造の交流サロンがございました。ステージもありましたので、催しがあるときは自由に観賞できますし、ステージを使用していないときは休憩場所になっていまして、多くの方々が利用しておられました。

稲城長沼駅の高架下におきましても、市役所の出張所に交流スペースを隣接して配置すれば、職員の目が届きますので、高齢者や障害者などの交通弱者や稲城長沼駅を利用される市民などが安心して利用することができる市民の交流の場になると考えます。再度御所見を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 稲城長沼駅の高架下に高齢者や障害者などの交通弱者が利用することができる市民交流の場を設置することにつきましては、さきにお答えしたとおり、そのニーズを的確にはかるとともに、稲城長沼駅高架下での立地上の必要性、市財政負担、施策の優先順位など、さまざまな観点から今後研究してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） さまざまなニーズをはかるということでしたが、さきの御答弁で、平成17年度以来のアンケート調査の実施を検討していただけたということでしたので、ぜひアンケート調査を実施していただきまして、その調査結果を受けて、高架下利用におけるさらなる改善が図られることを期待しております。

項目番号4、福祉サービスとしての新たな公共交通システムの構築について伺います。公共交通の空白地域や不便な地域に暮らされている高齢者や障がい者などの交通弱者のために、きめ細かな公共交通網の整備を図り、移動のための足を確保することは、行政の果たすべき務めであります。その務めを果たすためには、路線バスの拡充はもとより、路線バスを補完するコミュニティーバス——iバスの拡充とともに、コミュニティーバスを補完するオンデマンドバスや乗合型タクシーなど、福祉サービスとしての新たな公共交通システムを構築する必要があると考えます。

(1)、本市の地域公共交通ビジョンについて、市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 稲城市の地域公共交通ビジョンにつきましては、市域における公共交通、自動車、自転車及び歩行者など、それぞれの交通手段のバランスがとれた交通システムを構築していくものでございます。また、高齢者や障害者

など、交通弱者を初めとした市民の円滑な移動手段を確保し、市民生活の利便性の向上を図るとともに、都市活動を支え、稲城市の活力を高めることとしております。このことから、交通結節点のかなめでございます鉄道駅は、J R南武線連続立体交差事業及び南武線3駅周辺土地区画整理事業による駅前広場の整備や、市民生活に欠かせない路線バスやiバスの充実並びに道路整備による道路・交通ネットワークの確立に努めているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君）（2）、バス事業者による路線バスの役割について、市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） バス事業者による路線バスの役割につきましては、大型バス車両を使用し、住宅地と駅や主要な公共施設を連絡する路線など、比較的大きな規模の旅客需要があり、採算性がある経路を定めて、定期的に運行を行うバス事業であるものと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君）（3）、コミュニティバス——iバスの役割について、市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 稲城市のコミュニティバスでありますiバスの役割につきましては、市内における交通不便地域の解消や、公共施設を結ぶことにより高齢者や交通弱者の社会参加を促進するとともに、バス事業者による路線バスの運行が困難な路線を補完するものと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君）（4）、路線バスやiバスの路線から外れた、高齢者や障がい者などの交通弱者にとっての交通空白や不便な地域の対策について、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市では、高齢者や障害者などの交通弱者のうち、福祉的対応の必要な方に対しましては、これまで必要な対策を行ってきているところでございます。まず、外出が困難な高齢者・障害者・傷病者を対象として、車椅子やストレッチャーのまま乗車できるリフト付タクシーの運行を行っております。また、稲城市社会福祉協議会におきましては、歩行困難な高齢者や障害者の会員を対象として、車椅子のまま乗車できるリフト付車両のハンディキャブを運行しているところでございます。こうしたサービスは、路線バスやiバスの路線から外れた高齢者や障害者などの交通弱者でも利用が可能であることから、必要な方が利用されるよう、引き続きPRに努めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君）（5）、高齢者や障がい者の通院や買い物のほか、気軽に外出できる機会をふやすための福祉サービスについて。①、現状について伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 高齢者に対する外出支援の福祉サービスにつきましては、社会福祉協議会が実施しているハンディキャブの運行、リフト付タクシーの運行、シルバーパスの利用のサービスが行われております。障害者につきましては、知的障害者・精神障害者に対しては移動支援サービス、視覚障害者に対しては同行援護サービスがあるほか、重度の身体障害者には、重度訪問介護や高度援護サービスにより、外出の同行サービスがございます。また、障害の内容により、都営交通の無料パスなどもございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ②、課題について、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 高齢者や障害者について、対象がふえ続け、今後、市財政負担もふえることが想定されており、こうした状況下で、利便性の確保と福祉的サービスのバランスをどのようにとることが課題であると考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ③、今後の取り組みについて、市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 今後の取り組みにつきましては、これまで実施してきた施策を継続するとともに、福祉的対応の必要な方に対しまして、利用が促進されるよう、引き続きPRに努めてまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） (6)、高齢者や障がい者の通院や買い物のほか、気軽に外出できる機会をふやすための交通手段として、また路線バスやiバスを補完する役割として、電話予約により、乗降時間や乗降場所の要望にほぼ希望どおりに対応することが可能なオンデマンドバスや乗合型タクシーなどによる移送サービスを市民のための福祉サービスとして実施するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市では、さきにお答えしたとおり、高齢者や障害者などの交通弱者のうち、福祉的対応の必要な方に対しましては、これまで必要な対策を行ってきているところでございます。このため、御質問の電話予約により乗降時間や乗降場所の要望にほぼ希望どおりに対応することが可能なオンデマンドバスや乗合型タクシーなどの移送サービスにつきましては、現時点では導入の予定はございません。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私は、10月23日に埼玉県北本市のオンデマンドバス事業を視察いたしました。事前に登録をすれば、利用予定日の1週間前から当日の1時間前までに電話で予約をして、自宅前と市内の目的地間を一律300円で送迎する事業です。車両は8人乗りのワンボックスカーと乗用車でございました。障害者手帳や要介護認定の証明をお持ちの方は、半額の150円で乗車できます。東京大学のオンデマンドシステムを導入し、バス事業者とタクシー会社に委託して、市から運行補助金を交付し、事業を運営されておりました。



また、買い物支援サービスとして、名古屋市守山区では、「おでかけ安心バス」の試行を11月からスタートさせています。75歳以上の要介護・要支援認定を受けている高齢者を対象に、自宅から同区内のショッピングセンターまでの送迎を行い、介助ボランティアが付き添う事業であります。

さて、本市のコミュニティーバスであるiバスの路線の新設・見直し・増便などの拡充につきましては、稲城市地域公共交通検討協議会の議論の進展に期待するところでございますが、バス停まで行くことが大変な高齢者や障害者、妊婦などの交通弱者が、通院や買い物のほか、気軽に外出できる機会をふやすために、先ほど御答弁されました本市における現在の福祉サービスを、利用者の使い勝手がよく、もっと多くの高齢者や障害者などが対象とされる福祉サービスに拡充するべきであると考えます。再度御所見を伺います。

○ 福祉部長（石田光広君） 市では、福祉的対応を要する高齢者や障害者などの交通弱者に対しましては、必要な対策を行ってきているものでございます。このため、御質問のオンデマンドバスや乗合型タクシーなどの新交通システムの導入につきましては、予定はございません。

○ 17番（大久保もりひさ君） 福祉的な対応というところの認識といたしますか、その枠といたしますか、そこが私とは考えが違うようで、大変残念でございますが、今後も高齢者や障害者の側に立って、先進施策を調査し、提案していきたいと考えます。

項目番号5、南多摩尾根幹線南側の旧よみうりランド通りの交通安全対策について伺います。平成21年第1回定例会の一般質問で、南多摩尾根幹線南側の旧よみうりランド通りにつきましては、榎戸区画整理事業により新よみうりランド通りが整備されたにもかかわらず、榎戸交差点での信号待ちを回避するため、よみうりランド方面へ通り抜ける車両が多数見受けられますので、地域の生活道路として、東京都から本市に移管される前に、側溝の整備とともに歩行エリアの拡幅やイメージハンプの設置など、地域住民が安心して通行できるように、交通安全対策を要望したところでございます。

(1)、その後の交通安全対策について伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 御質問の区間のよみうりランド通りにつきましては、榎戸交差点での信号待ちを回避するため、よみうりランド通り方面へ通り抜ける車両がスピードを上げて通過する状況が見られます。このため、市としましては、交通管理者の多摩中央警察署に対して交通安全対策の申し入れを行ってきており、多摩中央警察署では、一時停止違反などの交通違反の取り締まりを強化しております。また、道路管理者の東京都へは、歩行者の安全確保などの対策を講じるよう要請してきているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） (2)、今後の交通安全対策の課題について、市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 当該区間のよみうりランド通りにつきましては、現在、南多摩尾根幹線の整備または区画整理事業の進捗などに伴い、本道路近隣には住居や店舗が建築されてきております。このような地域に居住される市民の方々の利便性を余り損なわないような交通安全対策を講じることが今後の課題であると考えており、現在の道路管理者であります東京都や交通管理者であります多摩中央警察署と協議しているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） (3)、東京都から本市に移管される前に、センターラインの廃止とイメージハンプの設置などによる車両のスピード抑制や、歩行エリアの拡幅と、ガードレールまたはガードパイプの設置による歩行者の安全対策など、地域の生活道路にふさわしい整備を求めるべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 市としましては、よみうりランド通りの本区間は、地域住民が利用します生活道路として位置づけておりますので、東京都の移管協議に当たりましては、地域の生活道路にふさわしい整備となるよう協議を進めることで東京都と確認をしているところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ぜひ、重大事故が起きる前に、スピーディな対策を求めるものであります。取り組まれる姿勢について伺います。

○ 都市建設部長（榎本佳則君） 市といたしましては、本区間の移管に向けた協議を東京都と早期に進めるとともに、移管までの間の歩行者の安全確保などの対策につきましても、早急に講じるよう申し入れてまいります。また、多摩中央警察署に対しましても、交通違反の取り締まりの強化についても、引き続き要請してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしく願いいたします。

項目番号6、信頼され選ばれ続ける市立病院であるための取り組みについて伺います。

(1)、市立病院の広報活動について。①、現状について伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 当院における広報活動につきましては、ホームページや広報いなぎによる情報提供のほか、院内におきましては、掲示板の活用や市の関連するパンフレットなどを自由におとりいただけるコーナーを設け、さまざまなPRに努めております。特にホームページにつきましては、院内にホームページ委員会を設置し、アピールポイントや改善が必要な部分の検討などを中心に、月1回の会議を開催し、わかりやすくタイムリーな情報が掲載できるよう取り組んでいるところでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ホームページにつきましては、私もどんどんよくなっているということは確認させていただいております。

②、課題について、市の見解を伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 当院の広報活動につきましては、ホームページへの掲載内容を組織的に検討し、一元的な管理のもと、病院機能や医療サービス等について紹介等を行っております。しかしながら、全ての方がホームページを閲覧できる環境にないことから、課題である、周知方法の拡大については検討しております。現状におきましては、広報いなぎのさらなる活用を積極的に図ってまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ③、ホームページの特色・取り組みや各種案内などを掲載した広報紙を定期的に発行することにより、ホームページを見る環境にない市民や患者に対してアピールするべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 当院の広報活動につきましては、引き続き広報いなぎの活用や医師会との地域連携の中で、アピールに努めてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 市立病院に来院される患者や市民の皆様へのアピール方法は、ほかにもあるのではないのでしょうか。例えば、健診センターに設置されているようなモニターを待合スペースに設置して情報提供することが考えられます。「健康バンザイ！ いなぎ講座」の説明資料をPDF化してモニターで流せば、来院された方への貴重な情報提供になるのではないのでしょうか。民間病院の広報の調査や、外部の方の意見を聞くなど、改善に向けて取り組むべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） アピールする媒体として、広報いなぎは有効であると考えているところでございます。御提案のいわゆるデジタルサイネージを含め、あらゆる方法を今後検討していきたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） よろしくお願ひいたします。

(2)、市立病院の地域社会への貢献について。①現状について伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 本院は、病院の基本理念として「信頼とぬくもりのある医療提供」を掲げ、地域医師会や福祉施設との連携を図りながら、患者の立場に立った患者中心の医療、安全な医療、質の高い医療を基本方針としております。特に、救急医療・周産期医療・小児医療などの体制に万全を期しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ②、課題について、市の見解を伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 信頼され選ばれ続ける病院、今後も地域社会へ

貢献していくための課題といたしまして、継続して安心・安全な診療を提供する環境を整え、健全な経営を持続していくためにも、特に医師と医療スタッフの確保が重要であると認識しております。そのためには、日ごろから関連大学病院との連携を深め、医師の確保に努めてまいります。さらに、医師会や地域の診療所・クリニックとの医療連携を強化していくために、情報交換や地域連携機能の充実をさらに拡大してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） ③、助産師による出張講座のスタートを評価するものであります。同様に、「健康バンザイ！ いなぎ講座」の出張講座を開設すれば、さらに地域社会への貢献度が高まると考えます。市の見解を伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 現在、「健康バンザイ！ いなぎ講座」は、健診センター講座室にて開催しております。出張講座につきましても、参加者へのアンケートを参考にしながら検討してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 「健康バンザイ！ いなぎ講座」は、時々拝見させていただいております。11月21日には、ことしのインフルエンザ対策について学ばせていただきました。実践的でわかりやすいお話でございました。「健康バンザイ！ いなぎ講座」の出張講座につきましても検討するという事ですので、よろしくお願ひしたいのですが、鹿児島県鹿屋市では、鹿屋市健康増進課と県民健康プラザ鹿屋医療センターが協力し、幼稚園や学校を会場にして、鹿屋医療センターの院長や医師、救急救命士などが合計22回の講座を行い、延べ1,000人以上が参加されたそうです。また、集まりの悪かった地域には、健康増進課長が公用車で出向き、スピーカーでの案内をするなど、きめ細かな広報を行ったそうでありました。本市におかれましては、福祉部と教育委員会と市立病院が連携協力して市民への広報を積極的に行い、保育園・幼稚園・小中学校・保健センター・福祉センターなどで出張講座を開催していただきたいと思ひます。御所見を伺ひます。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 連携につきましても、現在でも福祉部・教育委員会などの依頼により、当院の医師・看護師が出向き、講座を行っております。今後も稲城市立病院のアピールということから、「健康バンザイ！ いなぎ講座」の出張講座を含め、当院が主体となったものを研究してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (3)、アンケートによる患者の満足度調査を行い、市立病院のさらなる改善に役立てるべきであると考えます。市の見解を伺ひます。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） アンケートによる患者の満足度調査につきましては、年1回、外来患者と入院患者を対象に、接遇や施設などに対する質問項目を設け、実施しております。また、全入院患者に対して、退院の際、入院中の診療や看護などに関する満足度アンケートを行っております。調査結果は、集計・考察の上、報

告書としてまとめ、院内スタッフ間で情報を共有することで、患者サービスや医療の質の向上に役立てております。

○ 17番（大久保もりひさ君）（4）、妊婦健診から周産期医療、小児科医療などの充実により、安心して子供を産み育てることができる環境を整えることが大切であると考えます。市立病院の取り組みについて伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 既に御案内のとおり、産婦人科外来診察室につきましては、現在、拡張改修工事を行っております。工事終了後の来年2月からは、ゆとりのある整った環境と設備で、特に助産師外来をさらに充実させ、あわせて妊婦健診等を開始いたします。また、産後につきましても、これまで以上の支援を行い、安心して妊娠から出産を迎えられる体制を強化・充実してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君）（5）、医療設備・体制の整った病院内での安全なお産と、産後まで専任の助産師が夫婦のバースプランに沿った世話をするアットホームで快適な温かいお産の両立が実現可能な院内助産所を開設するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 当院では、産科医師及び小児科医師により、助産師だけでなく、医師がかかわりながら安全なお産に努めております。夫婦のバースプランにつきましても、助産師外来において御希望の相談を受けながら、快適なお産が可能となるよう対応しております。また、毎週実施しております母親学級には御主人も参加して、あわせて立ち会い出産なども行っているところでございます。このようなことから、院内助産所開設につきましては、現在のところ考えておりません。

○ 17番（大久保もりひさ君） 私は、平成22年1月20日に浜松市の聖隷三方原病院を視察いたしました。その際、平成21年3月に運用開始された院内助産所たんぽぽの畳敷きの個室を見せていただきました。その部屋で家族が立ち会い出産するというところでございました。また、出産時の家族の喜びにあふれた写真と、喜びと感謝のコメントが掲示されておりました。院内助産所を開設したのは、産科医師と助産師で、医師の援助が必要な分娩と正常分娩の役割分担をすることにより、分娩件数確保と安全の確保を行うとともに、産科医師への負担軽減と助産師のモチベーションの向上を期待してのことであるということでもございました。

私は、院内助産所は、市立病院で出産してくださる方や御家族とのパートナーシップを築く上でも大変有効なシステムであると思いましたので、市立病院での開設を心から望んでおりました。市立病院では、平成25年2月4日に産科・婦人科診察室として全面リニューアルし、平成14年から開設されている助産師外来等の機能充実を図るわけですが、本年の第1回定例会の予算特別委員会福祉文教分科会におきまして、その全面リニューアル工事の予算に関連して院内助産所の開設について質問しましたところ、看護部長から、近い将来開設が可能であろうとの前向きな御答弁をい

ただきましたので、大いに期待しておりましたが、現在のところ考えておられないとの御答弁を伺い、残念な思いでいっぱいでございます。今回の助産師外来等の機能充実は、次のステップとして、安全なお産と温かいお産の両立が実現可能な院内助産所の開設にはつながらないのでしょうか。再度御所見を伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 院内助産所の開設につきましては、利用される方の御意見とか御希望をお聞きし、参考にしながら、当院での院内助産所の必要性とか、院内助産所自体の安全性といったものを深く検討しまして、今後研究してまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (6)、父親と母親が子供の病気に正しく向き合うことができるよう、小児医療の基礎知識を学べる講座を定期的で開催し、その内容を市立病院のホームページに掲載するべきであると考えます。その結果、市立病院の小児科医の負担軽減にもつながるのではないかと思います。市の見解を伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 現在、父親と母親が小児医療の基礎知識を学べる講座としては、「健康バンザイ！ いなぎ講座」で小児科医が行っております。講座を定期的で開催することにつきましては、参加者のニーズを踏まえながら、今後の検討課題とさせていただきます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 鹿屋医療センターの小児科勤務医は、子供の病気の基礎知識という資料をつくり、母親たちにわかりやすい医療講座を開いているそうです。市立病院におかれましても積極的に取り組んでいただきたいと思います。

(7)、産婦人科や小児科を受診された方と母親学級参加者への産婦人科医や小児科医などによる的確かつ継続的な情報提供や、積極的かつ能動的に要望を収集することなどにより、市立病院とのパートナーシップを確立するべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 助産師外来の拡充とあわせ、現在行っている母親学級を柱に、産前・産後における支援をさらに強化するとともに、当院とのパートナーシップを充実させてまいりたいと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 鹿児島県鹿屋市では、時間外の小児患者は、まず地元開業医が対応し、入院治療等が必要な重症患者のケースは鹿屋医療センターの小児科医が対応する鹿屋方式により、地元開業医と鹿屋医療センターの両者にとってウィン・ウィン状態が実現したということであります。しかし、地域医療の難しさは、医療機関同士で連携をとることに加えて、患者と地域住民の理解と協力が必要であるということでした。

市立病院においては、内科医不足の問題で、患者や住民の皆様に多大な心配をかけました。地元開業医は入院させたい患者を市外の病院に紹介せざるを得なくなり、患

者の皆様に多大な負担をおかけしました。今後は、患者と市民の幸せ実現のために働いてくださる市立病院の医師・看護師・コメディカルスタッフや従業員と、市立病院・地元開業医について理解し協力してくださる患者や市民とのパートナーシップを築くことにより、市立病院・地元開業医・患者・市民の全てがウィン・ウィン状態となるように、全力で取り組んでいただきたいと思います。再度御所見を伺います。

○ 市立病院事務長（三村謙二君） 内科におきましては、大変御迷惑をおかけしましたが、体制は現在整いつつございます。医療の質を初め、医療スタッフなど、信頼できる病院全体の体制づくりを整えることが最重要課題と考えているところでございます。その結果、それらが実現したときに、患者さんや市民、それから地域医療機関の先生方とのよりよいパートナーシップが築かれていくのではないかと考えております。全力で取り組んでまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） (8)、本市や周辺市の皆様に信頼され選ばれ続ける病院であるために、全力で取り組み続けるべきであると考えます。病院長の御決意を伺います。

○ 市立病院長（北井啓勝君） 早いもので、院長に就任しましてから8カ月が経過いたしました。この間、5月には健診・外来棟をオープンし、健診センターには、連日多くの方に、人間ドックや各種の健康診断の受診においていただいております。また、7月にはがんの放射線治療を開始し、これまでの外科手術、抗がん剤による化学療法とあわせ、患者さんに適したがん治療に取り組んでおります。

さて、不足しております内科医師につきましては、10月に常勤内科医師3名が着任し、12月1日付でも1名の内科医師が着任いたしました。また、来年の4月にはさらに複数の常勤内科医師の着任が予定されております。

なお、内科医師以外につきましては不足はなく、通常の診察を行っておりますが、今月の末日で眼科医師の交代が予定されております。年度途中ということもあり、診療日数につきましては、現在の週5日から暫定的に3日になりますが、年度内にも従来どおりの体制で実施できるように、関連大学病院との調整に入っております。

市立病院は、これからも地域の中核病院として、稲城市医師会の先生方と連携を図りながら、地域医療の確保に努め、市民の皆様が安定して受診できるよう、継続性のある安定した病院運営に取り組んでまいります。また、健診センターと隣接する健康プラザとの連携により、健康と生命を守る医療拠点としての役割を全力で担ってまいります。どうぞ、引き続きまして、御支援と御理解をよろしくお願い申し上げます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 北井市立病院長におかれましてはお忙しいところを御出席いただきまして、まことにありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

項目番号7、市立小中学校の防火扉と防火シャッター閉鎖作動時の安全対策の強化について伺います。子供たちの安心・安全の施策として、全国的に小中学校の耐震化

工事と非構造部材の点検は進んでおりますが、子供を災害から守るべきはずの防火シャッターの事故はなくなっておりません。文部科学省は、平成18年に新潟県五泉市の小学校において児童が防火シャッターに首を挟まれる事故が発生したことを受けて、各学校において適切な対応をとるよう、平成18年6月8日付及び13日付で各都道府県教育委員会等に呼びかけました。また、国土交通省は、防火シャッターの閉鎖作動時の危害防止について、各都道府県建築行政主務部長宛てに通知しました。本市内では大きな事故の報告は聞いておりませんが、教育現場におけるさらなる安心・安全を願い、市立小中学校の防火扉と防火シャッター閉鎖作動時の安全対策の強化について伺います。

(1)、学校施設の安全点検、点検後の報告、維持管理の現状について伺います。

○ 教育部長(加藤 明君) 小中学校の防火扉及び防火シャッターにつきましては、学校施設としての日常点検などのほか、3年ごとに建築基準法第12条第1項に基づく特殊建築物の調査を実施し、その結果を特定行政庁に報告しております。防火扉や防火シャッターに限らず、要是正とされた場合は、必要な措置を講じることとなります。

○ 17番(大久保もりひさ君) (2)、市立小中学校の防火扉と防火シャッターの設置状況について。①、防火扉の設置校数と設置数について伺います。

○ 教育部長(加藤 明君) 防火扉につきましては、小学校11校に110カ所、中学校6校に55カ所設置しております。

○ 17番(大久保もりひさ君) ②、防火シャッターの設置校数と設置数について伺います。

○ 教育部長(加藤 明君) 防火シャッターにつきましては、小学校8校に33カ所、中学校6校に24カ所設置しております。

○ 17番(大久保もりひさ君) 防火シャッターが設置されていない小学校3校につきましては、防火扉のみであると理解してよろしいのでしょうか、伺います。

○ 教育部長(加藤 明君) そのとおりでございます。

○ 17番(大久保もりひさ君) ③、防火扉について、既に安全対策を施した学校数と設置数を伺います。

○ 教育部長(加藤 明君) 防火扉に関しましては、平成22年の特殊建築物の定期調査において、既存不適格を含め、要是正とされた学校及び箇所はございませんでしたので、全校全箇所におきまして、危害防止措置上の問題はないものと認識しております。



○ 17番（大久保もりひさ君） ④、防火シャッターについて、既に安全対策を施した学校数と設置数を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 防火シャッターを設置している14校57カ所のうち、1校7カ所が対応済みとなっております。なお、未対応分につきましては、いずれも法令上、増改築等の際の対応が義務づけられているものでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） 防火シャッターの安全対策済みが1校で7カ所という御答弁でございましたが、その学校名と、どのタイミングでどのような安全対策を実施されたのか、具体的に御答弁ください。

○ 教育部長（加藤 明君） 平成18年度から平成19年度にかけて実施いたしました稲城第七小学校の校舎増築工事の際に、降下中の防火シャッターの下の部分が障害物に当たると防火シャッターが停止する座板スイッチ方式の装置を備えた防火シャッターを3カ所新設し、あわせて既存の4カ所につきましても同様の装置を新設する工事を実施しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） ⑤、防火扉と防火シャッターそれぞれの耐用年数について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 消防法や建築基準法では、防火扉や防火シャッターの耐用年数についての定めはございません。

○ 17番（大久保もりひさ君） 防火扉と防火シャッターの改修や交換などの整備方針や計画は何を基準として立てるのでしょうか、伺います。また、現在の整備計画の内容についても伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 既存の建築物などに関しましては、建築基準法上、増改築等の際の対応が求められておりますので、防火扉と防火シャッターの改修等につきましても、同法をもとにした対応を予定しております。

また、改修の計画でございますが、第四次稲城市長期総合計画におきまして大規模改修等を予定しております稲城第一中学校及び稲城第三中学校につきまして、改修にあわせて対応する計画でございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） ⑥、市内で一番古い防火扉と防火シャッターを設置している学校名と、設置後の年数について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 稲城第一小学校の1期棟の防火扉につきましては設置後48年、稲城第一中学校の1期棟の防火シャッターにつきましては、設置後45年が経過しております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 昨日の笹子トンネルの天板の落下事故につきましては、目視では9月に検査をしたということでしたが、経年劣化などの状態を正確に把握することができていなかったのではないかと考えられます。トンネルの天板は、設置されてから34年たっているという報道でしたが、今、本市の小中学校における一番古い防火扉が設置後48年、防火シャッターが設置後45年ということで、誤作動する危険はないのでしょうか。その根拠も含めて伺いたいと思います。また、それらの整備計画は立てられているのでしょうか、伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 消防法第17条の3の3に基づき、機器点検及び総合点検を行っております。防火扉につきましては、たてつけ、閉鎖状況、クローザーの状況、閉鎖障害物の状況、ヒンジ及び蝶番のふぐあいなどを点検し、防火シャッターにつきましては、取り付け状況、変形損傷、安全装置の充電状況、電気関係、動作状況などの点検を実施し、安全に万全を期しております。なお、ふぐあいが発見された場合は、修繕など、必要な対応を図っているところでございます。

整備の計画につきましては、さきにお答えしたとおりでございます。

○ 17番（大久保もりひさ君） (3)、本市の小中学校における防火扉と防火シャッターによる事故について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 現時点で確認できる記録の中で、市内小中学校における防火扉及び防火シャッターによる事故の報告はございません。

○ 17番（大久保もりひさ君） (4)、文部科学省や国土交通省の通告を受けた後の本市の対応について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 平成18年6月の防火シャッター閉鎖作動時の危害防止についての通知を含め、国や東京都からの周知依頼につきましては、書面等により、その都度学校等へ周知徹底を図っております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 平成17年に建築基準法施行令第112条が改正され、防火設備の閉鎖作動時の危害防止装置等の設置が義務づけられました。それを受けて、平成20年4月より特殊建築物等定期調査報告の項目に危害防止装置に関する調査項目が加わりましたので、平成18年6月に国から通知を受けた後の建築基準法第12条第1項に基づく特殊建築物の調査の内容について質問したものであります。6年余りたっておりますので、2度実施されたのではないかと思います。調査の実施期間、調査主体、調査項目、調査結果等、また危害防止装置に関する調査項目の有無や、調査が委託事業の場合は契約方式についても御答弁ください。

○ 教育部長（加藤 明君） 特殊建築物等の調査報告の時期につきましては、東京都建築基準法施行規則により用途ごとに定められておりまして、学校施設につきまし

ては、平成20年度の制度改正後の初回が平成22年5月から10月までとされ、次回は平成25年の同時期とされており、当該調査を実施した期間は平成22年8月2日から12日まででございます。市から業者に委託して調査を実施しております。

防火扉及び防火シャッター等の防火設備に関する調査項目は、昭和48年建設省告示第2563号第1の第1号口に規定する基準への適合の状況、常時閉鎖または作動しない状態にあるもの以外の防火設備における煙または熱を感知し、自動的に閉鎖または作動させる装置の設置の状況、本体と枠の劣化及び損傷の状況、防火扉装置の閉鎖または作動の状況につきましてでございますが、危害防止装置に関する調査も含んでおります。

未対応部分につきましては、防火シャッターに危険防止装置未設置により要是正とされておりまして、いずれも増改築等の際に対応が求められている既存不適格との調査結果でございます。

契約方式につきましては、指名競争入札でございました。

○ 17番（大久保もりひさ君） (5)、都内の市区町村における小中学校の防火扉と防火シャッター閉鎖作動時の安全対策について伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 東京都内の区市町村における小中学校の防火扉の安全対策といたしましては、ドアクローザーの設置により閉鎖速度の調整を行っている例がございます。防火シャッターの安全対策としましては、障害物感知装置の設置や危害防止装置の設置などが主なものとなっております。

○ 17番（大久保もりひさ君） 御答弁いただきました安全対策について、市の評価を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 他の自治体におきましても、法令に基づきそれぞれの対応をされたものと考えております。

○ 17番（大久保もりひさ君） (6)、市内全ての小中学校の防火扉と防火シャッターに安全装置を取りつけるべきであると考えます。市の見解を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 小中学校の防火扉につきましては、さきにお答えしましたとおり、安全上の問題はないものと考えます。防火シャッターの安全装置に関し、危害防止装置を講じる必要がある箇所につきましては、増改築等の際に、法令にのっとり対応してまいりたいと考えております。なお、増改築等の予定のない学校につきましては、安全策を含め、研究してまいります。

○ 17番（大久保もりひさ君） 研究ということですので、増改築等の予定のない学校における安全装置の取り付けと安全策については、検討するつもりはないということであると理解いたしました。

平成18年に防火シャッターに児童の首が挟まれる事故が発生した新潟県五泉市では、事故後すぐに、全ての小中学校の全ての防火シャッターに、障害物があると停止する危害防止装置と、表示灯の点滅と音声で警告する装置を設置しています。私は、直近の特殊建築物の定期調査結果を再度分析して、専門家を交えて、再度早急に、増築する予定のない学校も対象にして実現するべきであると考えます。御所見を伺います。

○ 教育部長（加藤 明君） 建築営繕所管部署とも連携しまして、御提案いただきました方法も含め、研究させていただきたいと考えております。